

羽咋駅周辺夜間景観演出業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

羽咋市産業建設部商工観光課

羽咋駅周辺夜間景観演出業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名 羽咋駅周辺夜間景観演出業務

(2) 業務目的

本市の玄関口である羽咋駅周辺で夜間にライトアップやイルミネーション、プロジェクションマッピング等の「光の演出」を行うことにより、駅周辺から市内に波及する賑わいの創出及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(3) 業務対象範囲

演出の対象範囲は、LAKUNAはくいから羽咋駅周辺の公共施設を基本とします。

令和6年度 羽咋駅周辺夜間景観演出業務

【会場】 羽咋駅周辺

【契約方法】 公募型プロポーザルにより事業者を選定

公募開始(7月)→審査会・優先交渉決定(8月)→契約(9月)→点灯開始(12月1日)

→点灯終了(2月予定) ※ただし、より効果的な提案を募集する

※使用した資材の所有権は市に帰属し、翌年度以降も同様の演出を行う想定(翌年度に別で契約)

※資材のレンタルによる演出への提案を妨げない。

…対象エリア ※ただし、より効果的な提案を募集する



LAKUNAはくいのコンセプト「羽咋の未来をともし、集い、ふれあう」に合わせ、電飾を使用する場合の電球色は、LAKUNAはくいの調和がとれた色調(2,700ケルビン)をメインとし、華美でなく、上品で洗練された統一感あるデザインで、訪れた人々の心に寄り添う、温かみのある演出にすること。

縮尺 1 : 1500

(4) 業務内容

① 演出計画の作成 (基本コンセプト、演出イメージ、対象範囲、設置計画等)

② 装飾等の制作

③ 必要な資材、機材の設置・撤去

④ 装飾、資材、機材等の維持管理

⑤ 点灯式の実施計画

※ 提案にかかる各種関係機関との協議・調整については、企画提案者側で行うものと

します。

※ 調達する電球等の資材の所有権は原則として市に帰属し、次年度以降も使用することを念頭に、配置の変更やアレンジが可能な電球・資材の調達を想定することとします。ただし、資材のレンタルによる演出の提案を排除するものではありません。

(5) 契約期間 令和6年8月下旬 から 令和7年3月31日（月）まで

※ 機材等の設置は令和6年11月下旬、演出開始は令和6年12月1日（点灯式実施日）、今年度の演出終了は令和7年2月下旬を予定しています。ただし、限られた予算の中でより効果的な演出期間についての提案を募集します。

※ 11月末日までに、市の担当者立会のもと試験点灯を実施することとします。

※ 演出時間は、日没から午後10時までを予定しています。

(6) 業務場所 羽咋市川原町地内（別図参照）

(7) 委託上限額 7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 実施形式

公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記5.(1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

(1) 企画提案書等の提出までに令和6年度羽咋市競争入札参加資格者名簿に登録され、その後継続して登録されている者であること。（未登録の場合は令和6年7月末日までに登録手続きを完了させること。）

(2) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 国税又は地方税、羽咋市税を滞納していないこと。

(4) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定

ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て

- (5) 本件参加資格審査の実施日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者でないこと。
- (7) 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党若しくは政治団体を推薦し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者でないこと。
- (8) 羽咋市暴力団排除条例（平成24年3月26日条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (9) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市役所2階

産業建設部 商工観光課 勝井、渡部

電話 0767-22-1118

電子メールアドレス syoukan@city.hakui.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和6年7月5日（金）から7月26日（金）午後5時まで

（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、市ホームページ

(<https://www.city.hakui.lg.jp/soshiki/sangyoukensetsubu/syoukoukankouka/5/15549.html>)からもダウンロードできます。

ウ 必要書類

- ① 参加意思表明書（様式1）
- ② 類似業務の実績（様式2）

③ 市税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

※ 羽咋市における競争入札参加資格を有する場合は③を省略することができます。

エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便、受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和6年7月31日（水）までに参加資格確認結果通知書により通知します。

なお、提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を取り消す場合があります。

6. 質問及び回答

ア 受付期間 令和6年7月5日（金）から7月16日（火）午後5時まで
（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式3）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。（電子メール可、ただし着信確認の電話を行ってください。）

ウ 回答日時 令和6年7月22日（月）

エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載します。個別回答はしません。

7. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間 令和6年8月1日（木）から8月9日（金）午後5時まで
（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 必要書類 企画提案書（様式4） 7部

※ 1部のみ正本とし、残り6部は複写で可とします。

(3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。

(4) 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

(5) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案には次の項目を記載すること

① 会社概要、経営規模（資本金、売上高等）

② 夜間演出業務の業務実績

③ 事業実施計画

③ タイトル 及び テーマ

④ コンセプト（装飾箇所全体がイメージできる図面等）、設計書（電球の種類（製品が分かる資料を添付する事）・数量・取付部材など

⑤ 期間中の保守を含む実施体制

⑥ 工程表

イ LAKUNAはくいのコンセプト「羽咋の未来をともし、集い、ふれあう」に合わせ、電飾を使用する場合の電球色は、LAKUNAはくいと調和のとれた色調（2,700ケルビン）をメインとし、華美でなく、上品で洗練された統一感あるデザインで、訪れた人々の心に寄り添う、温かみのある演出にすること。

ウ 演出開始は令和6年12月1日（点灯式実施日）、今年度の演出終了は令和7年2月下旬を予定しています。ただし、限られた予算の中でより効果的な演出期間の提案を募集します。

エ 対象範囲は、「あさひ公園」、「県道若部千里浜インター線（あさひ公園～八幡橋）」、「市道羽咋101号線」「紺屋橋～羽咋駅前ロータリー及び長者川右岸歩道」とし、LAKUNAはくいと調和のある演出に工夫すること。ただし、限られた予算の中でより効果的な設置範囲の提案を募集します。

オ 経費には、以下の費用を含めること。

- ① 材料費、設置費、保守管理費、撤去費
- ② 電気工事、電気料
- ③ 点灯式セレモニー開催費
- ④ PR用チラシやポスター等の印刷製本費
- ⑤ SNSを活用したPR用広告宣伝費

見積書には①～⑤を示した項目別に分けて算定すること。特に、電飾の材料費はエリア別に分けて算定すること。

カ 電源は電柱から引き込むこととし、使用電気料金については業務管理費に見込むこと。ただし、市が管理する施設から電源を引き込む場合は、市が電気料金を負担します。

キ 上記1.(2)の業務内容を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について明記してください。また、人員体制を踏まえた内容としてください。

ク 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記10.情報の公表及び公開に記載のとおり、羽咋市情報公開条例（平成13年3月27日条例第5号）に基づき取り扱うこととします。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものと

します。

8. 審査方法

羽咋駅周辺夜間景観演出業務 プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 一次審査（書類の確認）

企画提案書等を確認し、二次審査（プレゼンテーション審査）の対象者を選定します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施します。開催日、開催場所等については、別途対象となる事業者に通知します。

審査項目及び評価基準

審査項目	審査内容		配点
1	業務体制・実施	・ 事業実施体制の状況 （本業務の遂行に必要となる専門知識、経験等を有しているか） ・ 類似事業の実績	15
2	業務実施計画	・ 事業実施計画や工程等の適切性	20
3	コンテンツ内容	・ コンセプトやデザイン、演出の内容 ・ 羽咋駅周辺の景観との調和 ①装飾コンセプトが明確であるか ②デザインや色味が華美になりすぎていないか	25
4	業務の効果	・ 事業実施における賑わい創出（集客力）	20
5	見積金額	・ 予算内での費用対効果	10
6	維持管理体制	・ 歩行者等の安全確保対策がなされているか、トラブル等に迅速に対応できる体制となっているか	10
合計			100

(4) 選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評

価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

ウ 一次審査（書類の確認）は、企画提案書等の内容を確認します。

エ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

カ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

本件においては、審査会時の評価に最低基準を設け、各委員の評価得点の平均点が50点（満点の50%）未満であるときは、当該応募者を受託候補者として選定しません。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について書面（任意様式）を持参、郵送又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録）について、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

10. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

羽咋市情報公開条例（平成13年3月27日条例第5号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

11. 実施日程

日時	内容
令和6年 7月5日（金）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始 質問受付開始
7月16日（火）	質問受付期限（午後5時）
7月22日（月）	質問への回答
7月26日（金）	参加表明書提出期限（午後5時）
7月31日（水）	参加資格確認結果の通知
8月9日（金）	企画提案書提出期限（午後5時）
8月中旬（予定）	プロポーザル審査会：プレゼンテーション審査
8月下旬（予定）	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知

※日程は変更となる可能性があります。

12. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1事業者につき1件とします。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとします。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書

類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。

イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。

ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。

エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

以上